

「平成 30 年度 税制改正の要点解説」

正誤のお知らせ

表題図書の記事内容に下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

56 頁 右上の欄

| 誤 | 正 |
|---------------------------|--|
| 先代経営者等よりの受贈分は、現行贈与となり(1)へ | 先代経営者等よりの受贈分は特例贈与となり、(6)へ（贈与者死亡のみなし相続は、特例相続） |

137 頁 図表の上部

| 誤 | 正 |
|------------|------------|
| 経過措置 機関 | 経過措置 期間 |